

輪島市監査公表第 30 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 11 月 12 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年10月29日（水） 土木課、門前総合支所地域整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○交付金対応による道路整備事業は、より有利な幅広い地方債事業の活用の工夫が見られると共に積極的に事業を推し進めていることが伺われる。これからも、効果的・効率的な事業メニューの獲得に工夫・努力されることを期待したい。

○工事発注の平準化は長年の懸案事項であり具現化に工夫をこらして頂きたい。さらに事故繰越・未契約繰越が発生しないように、工事の工程管理にも努力を願いたい。

○地元建設業は災害・除雪対応に大きな役割を果たしており、地域社会にとって必要な企業であることから、健全な育成にも配慮されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。